

# ペンデル税理士法人

— 補助金ニュースレター 2022年4月号 —

～ 中小企業支援制度の最新情報が分かるニュースレター ～

## ■1 事業再構築補助金第6回公募開始 意外と幅広く活用できる「グリーン成長枠」

3月28日(月)に事業再構築補助金第6回公募が開始されました。申請の受付は5月下旬に開始予定です。第6回公募から、補助対象経費のうち、建物費について、「新築の場合には一定の制限を設ける」旨検討されていましたが、必要性が認められた場合に限り認められることとなりました。また、この度グリーン成長枠の想定事例集が公表され、例えば新築住宅の施工のみをしていた建設業者が中古住宅のリノベーション・販売を行った場合にグリーン成長枠の対象であると例示されています。

### 【補助金額】【補助率】

	補助金額	補助率
通常枠	従業員数20人以下：100万円～2,000万円	中小企業：2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)
	従業員数21～50人：100万円～4,000万円	
	従業員数51～100人：100万円～6,000万円	
	従業員数101人以上：100万円～8,000万円	
大規模賃金引上枠	従業員数101人以上：8,000万円～1億円	
回復・再生応援枠 最低賃金枠	従業員数5人以下：100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
	従業員数6～20人：100万円～1,000万円	
	従業員数21人以上：100万円～1,500万円	
グリーン成長枠	中小企業：100万円～1億円	中小企業：1/2
	中堅企業：100万円～1.5億円	中堅企業：1/3

【必須要件】 ①2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年または2020年1～3月)の同3カ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること

②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の事業計画を策定以下の要件を全て満たすこと(売上高の減少は求めない)

### 【グリーン成長枠要件】

①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成

③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取り組みとして記載があるものに該当し、その取り組みに関連する2年以上の研究開発・技術開発または従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う

### 【実行計画

14分野】



想定事例集：[https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/cases/green\\_seityo\\_soteijirei.pdf](https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/cases/green_seityo_soteijirei.pdf)

【受付期間】 第6回：5月下旬開始予定～6月30日(木)

【URL】 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

## ■2 IT 導入補助金 デジタル化基盤導入枠の新設でパソコン・タブレットも補助対象に

IT で業務効率化・データ活用をしたい事業者を支援する IT 導入補助金に、「デジタル化基盤導入類型」が新設されました。インボイス制度を見据え、企業間取引のデジタル化を図るために会計・受発注・決済・EC ソフトを導入すると、合わせてパソコン・タブレットなどハードウェアの購入費も補助対象となります。

	通常枠		デジタル化基盤導入枠【新設】			
	A 類型	B 類型	デジタル化基盤導入類型 ※ほか複数社連携IT 導入類型もあります			
【補助金額】	30 万～ 150 万円 未満	150 万～ 450 万円 以下	会計・受発注・決済・EC ソフト 5 万円～ 50 万円以下	50 万円超～ 350 万円	PC・タブ レットなど ～10 万円	レジ・券 売機など ～20 万円
【補助率】	1/2 以内		3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内	
【補助対象経費】	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費			

【対象者】 中小企業・小規模事業者など

【受付期間】 通常枠 1 次締切、デジタル化基盤導入類型 2 次締切:5 月 16 日(月)

## ■3 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)が 2022 年度から変わります

「両立支援等助成金」は、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”を行う事業主を支援する制度です。改正育児・介護休業法の施行に伴い、2022 年度から出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)の助成内容や助成額が大幅に変更されました。

	1.男性労働者が育児休業を取得した場合【要件変更】	2.男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合【新設】
【助成金上限額】	20 万円(1事業主1回限り) ※代替要員加算:20 万円(代替要員が 3 人以上の場合 45 万円)	育児休業取得率が 30%以上上昇したのが、第1種の支給を受けてから ・1 年以内:60 万円<生産性要件を満たした場合 75 万円> ・2 年以内:40 万円<生産性要件を満たした場合 65 万円> ・3 年以内:20 万円<生産性要件を満たした場合 35 万円>
【対象者】	中小企業のみ	
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施</li> <li>・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直し規定を策定、業務体制を整備</li> <li>・男性労働者が、連続 5 日以上 の育児休業を取得(出生後 8 週間以内に開始)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記第1種の支給を受けている</li> <li>・男性労働者の育児休業取得率が 30%以上上昇</li> <li>・育児休業を取得した男性労働者がほかに 2 名いる</li> </ul>

※ご注意:補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択となる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります。

◆貴社で受けられる補助金や税制優遇などを、まずは無料で簡易診断してみませんか？  
簡単な質問にご回答いただくだけで、中小企業診断士や社会保険労務士が検討し、  
全 12 種類の補助金などの診断書を作成いたします。



まずはご相談ください。初回相談は無料です。

我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です

### ペンデル税理士法人

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6F  
TEL 03-5990-5910 / FAX 03-5990-5909